

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	9
処分の種類	医療法人の設立認可の取消			
根拠法令条例等・条項	医療法第66条			
処分の概要	医療法人の法令違反等に伴う設立認可の取消			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(個々特殊なケースが考えられ、法令の定め以上に具体化するのが困難)</p> <p>【参考】 医療法第66条 都道府県知事は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く都道府県知事の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により設立の認可を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			